

横 監 第 27 号

令和 5 年（2023 年）8 月 22 日

横須賀市長 上 地 克 明 様

横須賀市監査委員 川 瀬 富士子

同 丸 山 邦 彦

同 関 澤 敏 行

同 高 橋 英 昭

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する 審査意見

1 審査の種類

健全化判断比率及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく審査）

2 審査実施の期間

令和5年7月27日から同年8月16日まで

3 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類

4 審査の主な着眼点

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令の規定に準拠して作成され、正確に算定されているか。

5 審査の実施内容

横須賀市監査基準に準拠し、関係書類との照合その他必要と認められた審査手続を実施した。

6 審査の結果及び意見

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類は関係法令の規定に準拠して作成されており、その計数は誤りのないものと認められた。

健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり基準内となっていたが引き続き財政及び経営の健全化に努められたい。

(1) 令和4年度健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率 の名称	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	3年度 中核市平均	早期健全化 基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	11.25	20
連結実質赤字比率	-	-	-	-	-	-	16.25	30
実質公債費比率	6.4	6.6	6.4	5.9	5.5	5.4	25	35
将来負担比率	36.5	31.4	31.8	22.2	17.1	51.2	350	

- (注) 1. 表中における年度表記は、元号を省略し記載した。
 2. 「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じなかったことを示す。
 3. 中核市平均の実質公債費比率及び将来負担比率の数値は、総務省「令和3年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」の数値を基にした。

ア 実質赤字比率について

この比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計(公園墓地事業費、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費及び公債管理費をいう。)(以下「一般会計等」という。)を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の合計において前年度に引き続き実質赤字額はなかった。

イ 連結実質赤字比率について

この比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計の全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額を加えた連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計、特別会計及び企業会計の全会計において前年度に引き続き連結実質赤字額はなかった。

ウ 実質公債費比率について

この比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

実質公債費比率は5.5パーセントとなっており、早期健全化基準を下回っていた。なお、地方債の元利償還金額が増加したことなどにより、単年度の比率は上昇(悪化)したが、直近3か年平均により算出する実質公債費比率においては、前年度に比べて0.4ポイント下降(改善)している。

また、令和3年度中核市平均と比較すると0.1ポイント上回っている。

エ 将来負担比率について

この比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担比率は17.1パーセントとなっており、早期健全化基準を下回

っていた。なお、将来負担額から控除する地方債の償還額等に充当可能な基金残高が増加したことなどにより、前年度に比べて 5.1 ポイント下降（改善）している。

また、令和 3 年度中核市平均と比較すると 34.1 ポイント下回っている。

(2) 令和 4 年度資金不足比率

(単位：%)

会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化基準
	当年度	前年度	
水道事業会計	—	—	20
下水道事業会計	—	—	
病院事業会計	—	—	

(注)「—」は、資金不足額が生じなかったことを示す。

資金不足比率について

この比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

全ての公営企業会計において前年度に引き続き資金不足額はなかった。